

## 平成19年4月からの 国民年金保険料のお知らせ

本庁住民税務課 電話 0994-22-3039  
支所住民生活課 電話 0994-25-2511  
鹿屋社会保険事務所 電話 0994-42-5121

ります。お支払いは、4月1日(日)から5月1日(火)までです。

※今年4月30日(月)が休日のため5月1日(火)が期限です。

【平成18年度に保険料免除等の承認を受けられた方は】

●全額免除・若年者納付猶予の方

平成19年6月まで全額免除・若年者納付猶予の承認を受けている方は、平成19年4月に納付書は送付されません。

●一部納付の方  
平成19年7月に7月分・翌年3月分の定額保険料の納付書が送付されます。

■平成19年度の国民年金保険料は14,100円です。  
毎月の保険料は、翌月末日(納付期限)までに納めます。

■平成19年度の「国民年金保険料納付案内書」が4月上旬に社会保険庁より送付されます。

(国民年金保険料納付案内書・口座振替申出書・前納納付書・各月分納付書)

●前納納付書(1年・6か月)により納付いただくと割引があります。

現金払いで1年度分を全納すると年間3,000円の割引とな

【学生納付特例制度は】

申請は毎年必要です。「学生証

または在学証明書」が必要になります。申請の方法など、詳しいことは役場または社会保険事務所へお問い合わせください。

## 保健福祉課からのお知らせ

### 平成19年4月1日から児童手当制度が拡充されました

本庁保健福祉課 電話 0994-22-3042  
支所住民生活課 電話 0994-25-2511

#### 拡充の内容

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図る観点から、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額を、第1子及び第2子について倍増し、出生順位にかかわらず一律月1万円となりました。

なお、3歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢及び所得制限限度額については、現行どおりです。

※今回の改正では、受給者から特段の手続きを行う必要はありません。

なお、平成19年4月から3歳未満の児童手当等の額は一律月額1万円となりますが、3歳到

達後の翌月からは、第1子及び第2子の手当額は5千円となります。

詳しくは、本庁保健福祉課または、支所住民生活課にお問い合わせください。(公務員の方は勤務先にお問い合わせください。)

#### <0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当>

(現行)	(改正)
第1子、第2子……月額 5,000円	→ 月額 10,000円 (倍増)
第3子以降……月額 10,000円	→ 月額 10,000円 (現行どおり)

#### <3歳以上(現行どおり)>

第1子、第2子……月額 5,000円  
第3子以降……月額 10,000円

施行日：平成19年4月1日(拡充後の最初の支給月：平成19年6月)

### 町内観光施設が営業を開始しました

#### 大滝の茶屋

(ソーメンセット・そばセット・ニジマス塩焼きなど)

#### ■営業期間

4月1日から10月31日

#### ■営業時間

11時から15時

#### ■定休日

毎週月曜日

#### ■問い合わせ先

大滝の茶屋

☎0994-22-2120

#### ■奥花瀬ニジマス釣場

#### ■営業期間

4月1日から11月3日

#### ■料金

竿、餌(釣った魚1kg)

込み2,000円

#### ■奥花瀬ニジマス釣場

☎0994-25-3376

#### ■瀬々來樹館

(ソーメン流し、鯉こく、

鯉の洗い、ニジマス塩焼き、

おにぎり、生ビールなど)

#### ■営業期間

4月28日から9月30日

#### ■営業時間

11時から16時(夜は要予約)

#### ■問い合わせ先

瀬々來樹館

☎0994-25-3883